

宿舎（自動車保管場所）貸与申請書

平成 年 月 日

国立大学法人 長岡技術科学大学長 殿

現住所：

所 属：

職 名：

フリガナ

氏 名：

印

下記記載の自動車の保管場所の貸与を受けたいので申請します。自動車の保管場所を含め宿舎の使用については、貴学の指示に反しないことを確約します。

自動車の車名・型式		自動車登録番号	
自動車の所有者	(本人との続柄)		
自動車の使用者	(本人との続柄)		

宿舎（自動車保管場所）貸与承認書

平成 年 月 日

国立大学法人 長岡技術科学大学長

東 信 彦

上記申請者に対し、下記のとおり自動車の保管場所の貸与を承認します。

記

1. 宿舎

種 類	所 在 地	宿 舎 名
有 料	新潟県長岡深沢町 1769-1	深沢町宿舎 号棟
指 定 保 管 場 所		
専 用 開 始 日	保管場所に係る宿舎使用料月額	備 考
年 月 日	2 , 4 1 2 円	裏 面 の 貸 与 条 件 参 照

第 号様式

1. 自動車保管場所貸与の条件

- (1) 被貸与者（自動車の保管場所の貸与を受けている者をいう。以下同じ）は、善良な管理者の注意をもって自動車の保管場所を使用しなければならない。
- (2) 被貸与者は、自動車の保管場所の全部若しくは一部を第三者に貸付、若しくは自動車の保管場所の用以外の用に供し、又は承認を受けないで改造その他の工事を行ってはならない。
- (3) 被貸与者は、その責に帰すべき事由により自動車の保管場所を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なくこれを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない事由に基づくものである場合には、この限りでない。
- (4) 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰すことのできない事由により自動車の保管場所が損傷し、又は汚損した場合において、その損傷又は汚損が軽微であるときは、その修繕に要する費用は被貸与者が負担しなければならない。
- (5) 宿舍の貸与を受けた者が次の各号の一に該当することとなった場合には、その該当することとなった日から20日以内に自動車の保管場所を明け渡さなければならない。
 - イ．職員でなくなったとき。
 - ロ．死亡したとき。
 - ハ．転任、勤務地の移転その他これらに類する事由により宿舍に居住する必要性がなくなったとき。
 - ニ．当該自動車の保管場所について本学の事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が生じたためその明渡しを請求されたとき
 - ホ．本学において当該自動車の保管場所につき自動車の保管場所の廃止をする必要が生じたためその明渡しを請求されたとき
- (6) 被貸与者は、本学が工事等宿舍の維持管理のため、一時的に自動車の保管場所の明渡しを請求した場合には、これに従わなければならない。
- (7) 被貸与者が自動車の保管場所を明渡し場合には、明渡し日の5日前までに明渡し日を届け出るとともに、自動車の保管場所を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし、やむを得ないときは、この限りでない。
- (8) 被貸与者は、その使用する自動車の車名・型式・登録番号に変更が生じた場合には、速やかに宿舍担当者又は管理人へ届け出なければならない。
- (9) 宿舍の維持管理の必要に基づき、本学において自動車の保管場所を調査するときは、被貸与者は正当な事由なくこれを拒んではならない。
- (10) 宿舍内における盗難、損傷等の事故により、被貸与者が受けた損害については、本学は一切その責任は負わない。
- (11) 上記のほか、被貸与者は自動車の保管場所及び自動車の使用についての指示に反してはならない。